

# ようこそ河内長野へ



withコロナ時代

## テレワーク



### 応援します

## テレワーク移住支援補助制度のしおり

令和8年4月1日から令和9年2月26日まで受付

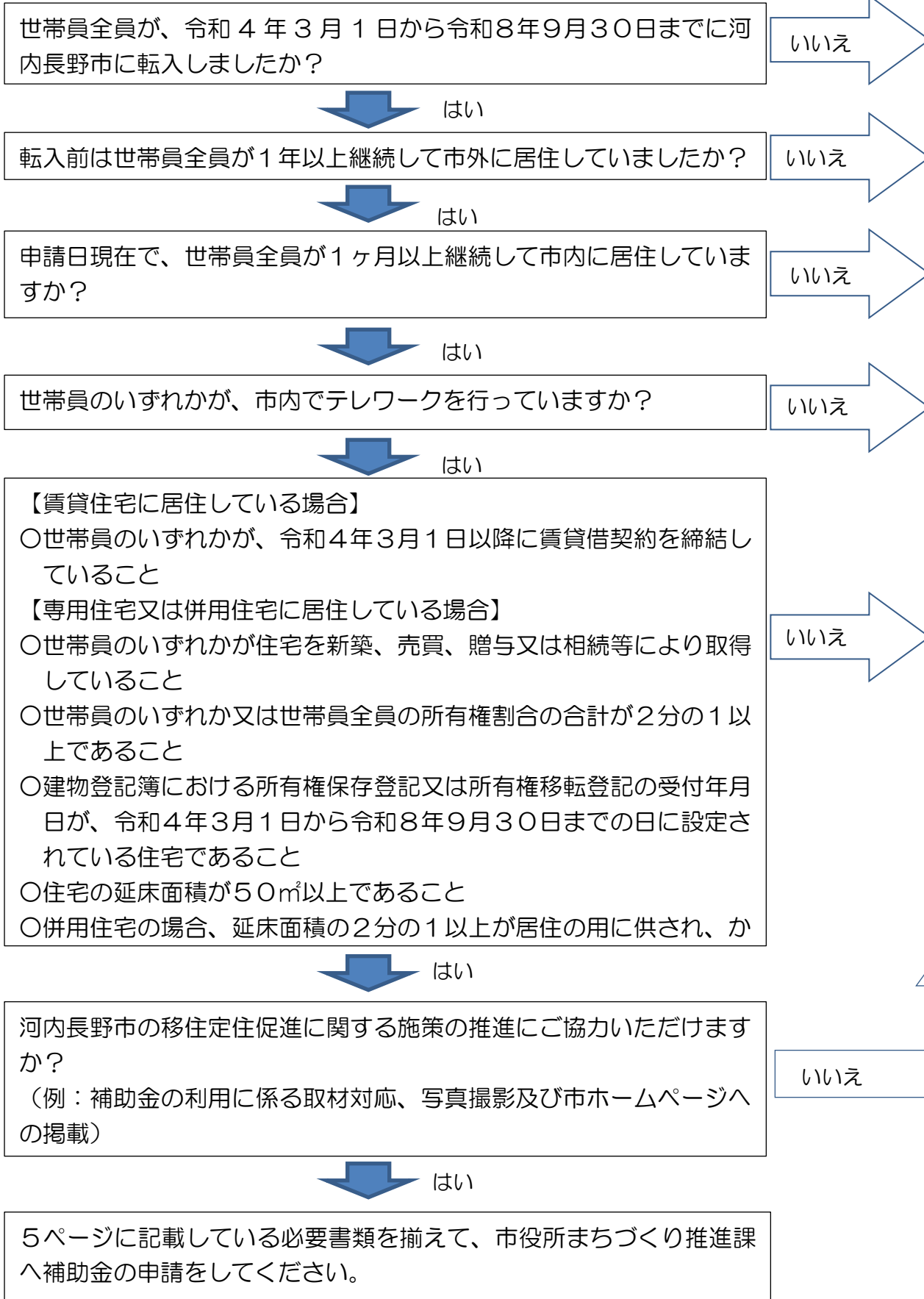
(令和8年9月30日までに転入していることが交付対象要件となります。)



河内長野市

## 補助対象世帯確認フローチャート

申し訳ありませんが、補助対象外となりますので申請は受け付け出来ません。



## 補助金の申請からお支払いまでの流れ

### 1. 申請

「河内長野市テレワーク移住支援補助金交付申請書（様式第1号）」に必要事項をご記入の上、添付書類を添えて提出してください。

〈注意事項〉

- ・申請は、原則、受付窓口であるまちづくり推進課へご持参下さい。なお、書類に不備があった場合には、原則として申請の受付は行わず、すべての書類を返却いたします。
- ・申請の受付後は、提出された書類は返却できませんので、あらかじめご了承ください。



### 2. 審査及び取材等

申請書やエントリーシートの記載内容について審査を行い、必要に応じて取材を行います。また、市の移住定住促進に必要な範囲において、写真撮影及び市ホームページ等へ掲載させていただきますので、ご了承ください。



### 3. 交付決定通知及び請求書の送付

審査及び取材等の結果、申請内容に問題がないと認められた場合、「河内長野市テレワーク移住支援補助金交付決定通知書（様式第5号）」及び「河内長野市テレワーク移住支援補助金交付請求書（様式第9号）」を送付します。  
〈送付時期：審査及び取材等実施から約2週間後〉



### 4. 請求書の提出

「河内長野市テレワーク移住支援補助金交付請求書（様式第9号）」に記名及び必要事項を記入し、振込先口座の名義人及び口座番号が分かる書類（通帳・キャッシュカードの写し）を添付の上、指定する期限までに都市計画課まで郵送又は持参してください。

※請求書の受理日が指定期限を過ぎると補助金の支払ができない場合があります。



### 5. 補助金の支払い

ご指定の金融機関に補助金を振り込みます。

〈振込時期：請求月下旬～請求翌月上旬〉

## 資格要件と補助内容

		内 容
資 格 要 件	①世帯要件	<ul style="list-style-type: none"> <li>申請世帯の世帯員全員が、令和4年3月1日から令和8年9月30日までに本市に転入していること</li> <li>本市に転入する前は、1年以上継続して市外に居住していたこと</li> <li>申請日現在で、本市に1ヶ月以上継続して居住していること</li> <li>申請世帯の世帯員のいずれかが、市内でテレワークをしていること</li> <li>本市の移住定住促進に関する施策の推進（取材・写真撮影等）に積極的に協力できること</li> </ul>
	②住民登録	<ul style="list-style-type: none"> <li>申請世帯を構成する世帯員全員が、同一世帯として、本市に永く住むことを前提として住民登録をし、かつ、生活実態があること</li> </ul>
	③住宅要件	<p>【賃貸住宅（注1）に居住している場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>申請世帯の世帯員のいずれかが、令和4年3月1日以降に新規に賃貸借契約を締結し、当該契約の名義人となっていること</li> </ul> <p>【専用住宅又は併用住宅に居住している場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>申請世帯の世帯員のいずれかが住宅を新築、売買、贈与又は相続等により取得していること</li> <li>申請世帯の世帯員のいずれか又は世帯員全員の所有権割合の合計が2分の1以上であること</li> <li>建物登記簿における所有権保存登記又は所有権移転登記の受付年月日が、令和4年3月1日から令和8年9月30日までの日に設定されている住宅であること（注2）</li> </ul>
	④市税の納税	<ul style="list-style-type: none"> <li>本市に課税される市税がある申請世帯の世帯員全員が、市税（注3）を滞納していないこと</li> </ul>
補 助 の 内 容	補 助 金 額	<ul style="list-style-type: none"> <li>1世帯につき10万円を一括支給</li> </ul>

(注1)

次の住宅は除きます。

- 社宅、官舎、寮等の給与住宅
- 短期賃貸住宅（賃貸借契約の期間が1年未満の住宅）
- 住居部分と店舗、事務所等の部分がある併用住宅で、その床面積の2分の1以上に相当する部分が専ら自己の居住の用に供しない併用住宅
- その他市長が補助金を交付することが不相当と認める住宅

(注2)

- 所有権保存登記又は所有権移転登記の受付年月日とは、建物登記簿の権利部（甲区）の「受付年月日・受付番号」欄の年月日のことです。

(注3)

- 市税とは、市民税、固定資産税及び都市計画税並びに軽自動車税のことです。

◎補助金交付申請時に添付・持参していただくもの

チェック	書類	取得方法
①	申請書（様式第1号）	市ホームページまたはまちづくり推進課
②	エントリーシート	市ホームページまたはまちづくり推進課
③	テレワーク勤務証明書（様式第2号）	市ホームページまたはまちづくり推進課
④	開業届・直近の確定申告書の控え等、 営業実態を確認できる書類	
⑤	住民票 （発行日から3か月以内のもの）	市役所1階市民総合窓口（要手数料）
⑥	住民票除票又は戸籍の附票 （発効日から3か月以内のもの）	前住地又は転籍前の本籍地の市町村（要手数料）
⑦	【賃貸住宅の場合】 当該賃貸住宅の賃貸借契約書	富田林法務局で取得（要手数料）
	【専用住宅又は併用住宅の場合】 建物登記事項の全部事項証明 （発行日から3か月以内のもの）	
⑧	居住面積がわかる図面及び計算書	
⑨	誓約書（様式第3号）	市ホームページまたはまちづくり推進課
⑩	交付・評価に係る調査同意書 （様式第4号）	市ホームページまたはまちづくり推進課
⑪	その他市長が必要と認める書類	

注 意 ・ 説 明

• 本市でのテレワークや暮らしを通じて発見された市の魅力等について、できるだけ詳しく記入してください。

• テレワークを行う人が個人事業主の場合は、テレワークをしていることが分かる書類を添付してください。

• テレワークを行う人が個人事業主の場合はご提出ください。

• 申請世帯の世帯員全員の続柄の記載があるもの

• 申請日現在で、申請世帯が1ヶ月以上市内に居住していることを確認します。

• 住定年月日が令和8年9月30日以前であることを確認します

• 申請世帯の世帯員全員が本市に住民票を置いた時点から遡って、1年以上継続して市外に居住していたことを確認します。

• 賃貸借契約日が令和4年3月1日以降であることを確認します。

• 賃借の名義人が申請世帯の世帯員のいずれかであることを確認します。

• 建物の所有権保存登記又は所有権移転登記が、令和2年4月1日から令和8年9月30日までの日に設定されている住宅であるかを確認します。

• 申請世帯の建物の所有権割合が2分の1以上あることを確認します。

• 併用住宅の場合はご提出ください。

居住用面積が延床面積の2分の1以上かつ50㎡以上であることを確認します。

• 必要に応じて提出を求めます。

## Q & A

	質 問	回 答
1	単身世帯でも補助対象になりますか？	単身世帯であっても補助対象です。 <u>ただし、住民票上で単身世帯であることを確認できる必要があります。</u>
2	夫婦のみの世帯で、子どもがいま せんが補助対象になりますか？	お子さんがいなくても補助対象です。また、ご夫婦の年齢要件もありません。
3	住宅の名義人とテレワークを行う人が同一人物でなければ補助対象になりませんか？	本補助制度では、 <u>住宅の名義人とテレワークを行う人は、住民票上の同一世帯である必要があります。</u> したがって、 <u>住宅の名義人とテレワークを行う人が別であっても、住民票上同一世帯で、かつ、世帯員全員が市外から転入していれば補助対象です。</u> ※以下の例については、補助対象にはなりませんので、ご了承ください。
3 ①	元々市内在住でしたが、単身赴任のため一年以上市外に居住していました。市内への帰来に合わせて新たに住宅を取得し、市内に残っていた家族も一緒に転居しました。そこでテレワークもしています。 住民票は私を含め家族全員同一世帯ですが、補助対象ですか？	本補助制度は、移住定住促進の観点から、 <u>世帯員全員が市外から転入した世帯を補助対象として</u> います。 したがって、ご質問の場合、 <u>ご家族は以前から継続して市内在住であり、世帯員全員が転入ではないため、補助対象外となります。</u>
3 ②	親が新しく市内で取得した住宅に同居し、そこでテレワークをしています。 親とは住民票上は世帯を分けていますが、補助対象ですか？	<u>同じ住所であっても、住宅の名義人とテレワークを行う人が住民票上別世帯であれば、補助対象にはなりません。</u>
3 ③	市内で住宅を新築し、親と一緒に転入しました。 所有権は親が3分の2、私の所有権割合は3分の1で、テレワークをしているのは私です。 親とは住民票上は世帯を分けていますが、補助対象ですか？	住民票上、申請される世帯の住宅所有権割合が2分の1以上である必要があります。 ご質問の場合、 <u>住民票上の申請される世帯（テレワークをしている人がいる世帯）の住宅所有権割合は2分の1未満となり、補助対象にはなりません。</u>

4	住宅の名義人とテレワークを行う人が、住民票上で同一世帯でないと補助対象にならないのはなぜですか？	一般的に、同じ世帯の世帯員は生計を一にしているものと解されており、「生計を一にしている」判断基準として、住民票上の世帯が同じであることとされています。 本補助制度では、補助対象を世帯として捉えており、上記の考え方に基つき、住民票上、同一世帯に住宅の名義人とテレワークを行う人がいることとしているものです。
5	マイホーム取得補助制度との併用はできますか。	本補助制度とマイホーム取得補助制度のいずれの要件も満たす場合には併用が可能です。
6	個人事業主は補助対象ですか？	個人事業主であっても補助対象になる場合があります。 <u>ただし、事業の実態及びその事業のテレワークの状況について、証明していただくことができない場合は補助対象外となります。</u>
7	個人事業主のテレワークとはどういったケースですか？	例えば、データ入力、ホームページ制作、各種翻訳、画像制作・デザイン、CAD、テープ起し、プログラミング、システム開発などの業務について、企業等からの委託を受け、元々はその会社等で行っていたものを、情報機器や通信技術を活用して、自宅等から行っているケースが考えられます。
8	個人事業主の場合、事業の実態やテレワークの状況はどのように証明するのですか？	事業の実態については、税務署に届け出ている開業届や、直近の確定申告書の写し等で確認します。 また、その事業のテレワークの状況については、前問7の例では、企業等との委託関係がわかる書類や、自宅等の離れた場所で業務を行っていることがわかる資料等を提出していただくこととなります。 <u>いずれの場合でも、書面により確認ができない場合は、補助対象外となりますので、あしからずご了承ください。</u>

9	エントリーシートは必ず提出しなければなりませんか？	<p>本補助制度は、テレワークを通じた短期的な転入者の増加だけでなく、市の魅力や特長を効果的に発信することで、<u>長期的な移住定住促進につなげていくことを目的としています。</u></p> <p>したがって、<u>本補助制度のご利用に当たっては、市の移住定住促進に係る取組に積極的にご協力いただきたく、エントリーシートを必ず提出していただく必要があります。</u></p>
10	エントリーシートは提出しますが、取材や写真撮影は勘弁してもらいたいのですが…	<p>前問 9 回答のとおり、<u>取材や写真撮影・市 HP への掲載についても、積極的にご協力いただくことが補助要件となります。</u></p> <p>仮に、<u>補助申請後、取材や写真撮影を拒否された場合、補助の不交付決定又は交付決定の取消を行うこととなります。</u></p>
11	写真撮影について、必ず「顔出し」しなければなりませんか？	<p>基本的には、市 HP をご覧いただいた方が「河内長野市に行ってみたい！」と思っただくために、笑顔などステキな写真を掲載させていただきたいところですが、特にやむを得ないと判断できる場合には、一定配慮させていただいた上で撮影・掲載させていただきます。</p> <p>また、氏名は本名ではなく、仮名やイニシャル表記で掲載します。</p>
12	エントリーシートの記載内容や写真を市 HP に掲載するに当たっては、事前に掲載内容は教えてもらえるのですか？	<p>市 HP への掲載内容については、事前に申請された方に内容の確認をしていただき、問題がないことを確認した上で掲載します。</p>

お問い合わせ先

河内長野市役所 まちづくり推進課 住宅流通・空き家対策グループ

電話:0721-53-1111